

平成26年度
松江市原子力防災訓練

《松江市実施要領》

松 江 市

平成26年度原子力防災訓練

【松江市】

《経緯と目的》

昨年度までの訓練では、島根県広域避難計画等に基づく広域避難措置を円滑に実施するため、PAZ(島根原子力発電所から概ね5km 圏内)に含まれる地区の避難先である大田市、奥出雲町や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民、学校の生徒の避難誘導や避難措置、避難経路所・避難所の運営訓練等を実施した。

今年度の訓練は、松江市地域防災計画、松江市原子力災害広域避難計画等に基づく広域避難措置を円滑に実施するため、UPZ(島根原子力発電所から概ね30km 圏内)の地区のうち城西地区を対象に、避難先である江津市や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民の避難誘導や避難措置、避難経路所・避難所の運営訓練等を実施する。

また、松江市原子力災害広域避難計画等に基づき、鹿島地区(PAZ)の小学校の緊急退避所への退避訓練や児童の保護者への引渡し訓練を実施する。

更に昨年度と同様に、原子力災害発生時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を目的とした初動対応訓練や、市全域の関係施設等への情報伝達訓練について、引き続き実施する。

《実施日時》

平成26年10月18日(土) 7:00～17:30

(関係機関等への情報伝達訓練は、10月17日(金)、20日(月)、27日(月)にも一部対象を実施)

(オフサイトセンター要員派遣訓練に関する指定要員の事前研修は、10月1日(水)～3日(金)に実施)

(緊急時モニタリング訓練に関する指定要員等の事前研修は、10月10日(金)に実施)

《実施場所》

宍道湖流域下水道管理事務所西部浄化センター、江津中央公園、江津市民体育館、くにびきメッセ、松江市役所本庁、支所^{*1}、公民館^{*2}、市立女子高、小中学校、幼稚園、保育所、島根県、島根県原子力環境センター、島根県原子力防災センター、島根原子力発電所 等

※1 …鹿島支所、島根支所は支所災害対策本部、現地災害対策本部を設置。

※2 …城西地区は地区災害対策本部、現地災害対策本部を設置。

《参加機関》

江津市、城西地区自治会連合会、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、(公財)しまね国際センター、(福)しらゆり会、(福)宝珠会、(福)ねむの木福祉会、(福)湖朋会、(福)嵩見保育所、(福)島根県社会福祉事業団、(福)比津ヶ丘保育園、(福)松江福祉会、(福)みずうみ、(福)松生会、(福)ナザレン愛児会、(財)鉄道弘済会、(福)松尾保育所、(福)みつき福祉会、(福)みどり愛児会、(福)恵泉会、(福)虹の子福祉会、(福)上口福祉会、(福)松江副市公社、(福)チャイルド福祉会、(福)竹矢福祉会、(福)ひよし福祉会、(福)乃木愛育会、(福)袖師保育所、(福)つわぶき、(学)朋和学園、(福)玉依会、(福)たけかや福祉会、(福)玉造厚生会、(福)はなぶさ、山陰中央ヤクルト販売(株)、国立大学法人島根大学、日本赤十字社(独)、国立病院機構松江医療センター、医療法人創健会、バンボハウス、島根県警察本部、松江警察署、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市上下水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院 等

《訓練想定》

『島根原子力発電所2号機(定格出力82万キロワット)において、原子炉の運転中に送電線事故の影響により外部電源が喪失し原子炉が自動停止したが、原子炉給水ポンプ全台の停止(電源喪失)により警戒事態に該当する事象(原子炉給水機能の喪失)が発生した。その後、残留熱除去系ポンプや非常用ディーゼル発電機の故障(交流電源)、原子炉隔離時冷却系制御電源の枯渇(直流電源)などの警戒事象(警戒事態)、原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)、原災法第15条事象(全面緊急事態)に該当する事象が発生した。これらにより原子炉圧力容器内の水位が低下し炉心が水面から露出。崩壊熱により炉心が溶融するとともに、原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力を超え破損に至り、原子炉内部の放射性物質が外部に漏えいした』という想定のもとで、訓練を行う。

注1) 上記の事象想定は、原子力防災訓練の実施にあたって、住民避難が必要となる事象を想定する必要があることから、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策(高圧発電機車やガスタービン発電機等の整備)や号機間の電源融通等は考慮せず、また、安全上重要な設備が次々に故障し、復旧しないという厳しい仮定をしている。

注2) 警戒事象(警戒事態)・・・原子力事業者防災業務計画に定める国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「警戒事象」は、「給水機能の喪失(AL22)」、「残留熱除去機能の一部喪失(AL23)」などを想定。

注3) 原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「特定事象」は、「残留熱除去機能の喪失(SE23)」、「全交流電源の5分以上喪失(SE26)」などを想定。

注4) 原災法第15条事象(全面緊急事態)・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

今回の訓練でいう「異常な事象」は、「全交流電源の30分以上喪失(GE26)」、「原子炉注水機能の喪失(GE22)」、「全直流電源の5分以上喪失(GE27)」、「残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失(GE23)」などを想定。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練

発電所から安全協定等に基づく異常時の連絡や、国からの警戒事態発生等の連絡を受け、関係箇所への通信連絡等を行う。

○内部組織での通信連絡訓練

・安全協定第10条に基づく異常時の連絡受信後、会議構成員(関係支所等)への通信連絡を行う。

【段階別通信及び参集】

・オフサイトセンター(島根原子力防災センター)へ機能確立要員等の指定要員を派遣する。

○外部機関との通信連絡訓練

・島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用回線等を使用した通信連絡を行う。

○原子力事故対策会議の開催及び運営訓練

・本段階は、本庁に原子力事故対策会議を設置し、構成部局による事故関連情報の共有、市のとるべき措置等の検討、準備、会議決定事項等の支所・地区事故対策会議、島根県、全企業局、消防本部への伝達などを行うこととなるが、訓練では会議開催は想定とする。

- ・同様に、PAZ内の支所・地区原子力事故対策会議においても、構成部局等による事故関連情報及び本庁原子力事故対策会議決定事項の共有し、とるべき措置等の検討などを行うこととなるが、訓練では会議開催は想定とする。

2. オフサイトセンター要員派遣訓練

- オフサイトセンター機能確立要員、合同対策協議会構成員の派遣訓練
 - ・原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の設置運営に必要な要員を派遣する。
 - ・10月1日(水)～3日(金)の事前研修は、合同対策協議会構成員以外の全ての指定要員を対象とした研修を行うが、10月18日(土)の訓練は、訓練の進行上必要となる一部の要員のみ派遣する。
- 【訓練対象】機能グループ要員10名、合同対策協議会構成員1名

3. 災害対策本部設置運営訓練

発電所から原災法第10条に該当する事象の発生連絡(施設敷地緊急事態)や、原災法第15条に該当する事象の発生連絡(全面緊急事態)及び国からの原子力緊急事態宣言並びに避難指示の連絡を受ける。

その後事象が進展し、発電所から放射性物質が漏えいしたことの連絡等を受け、速やかに災害対策本部会議を開催し、OIL(運用上の介入レベル)に基づく防護措置の実施に備え、市のとるべき措置を検討する。

更にその後、発電所の状況及び緊急時モニタリングの結果等からOILに基づく防護措置の実施の指示がされるにあたって、再度、災害対策本部会議を開催し、市のとるべき措置等を検討する。

- 内部組織での通信連絡訓練
 - ・原災法第10条及び第15条通報受信後の本部要員(企業局・支所等)への通信連絡を行う。
- 【段階別通信及び参集】
- ・広域避難措置に備えて対象地区及び広域避難受け入れ先へ対応要員を派遣する。
- 外部機関との通信連絡訓練
 - ・島根県、広域避難先受け入れ先自治体、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、電話回線等を使用した通信連絡を行う。
 - 災害対策本部会議の開催及び運営訓練
 - ・訓練では、発電所から放射性物質の漏えいに関する連絡等を受けた以降の災害対策本部会議について実施することとし、以前の本部会議は想定とする。
 - ・本庁において、構成部局により災害関連情報を共有し、市のとるべき措置等について検討するとともに、会議決定事項等を支所・地区災害対策本部、島根県、全企業局、消防本部等へ伝達する。
 - ・設置する支所・地区災害対策本部等においても、構成部局(本庁応援要員を含む)等により災害関連情報及び本庁災害対策本部会議決定事項を共有し、とるべき措置等について検討する。
 - ・広域避難訓練等の該当地区以外の地区、鹿島・島根を除く支所、企業局等においては、災害対策本部の設置、本庁災害対策本部会議結果の情報伝達については想定とする。

【本庁】災害対策本部の設置・会議運営訓練(2回)、TV会議の運営訓練(1回)

【鹿島支所】現地災害対策本部会議の設置・運営訓練(1回)

【島根支所】現地災害対策本部会議の設置・運営訓練(1回)

【地区災害対策本部(城西地区)】地区災害対策本部等の設置・運営訓練(3回)

4. 緊急時モニタリング訓練

○島根県モニタリング本部要員派遣訓練

- ・島根県が定める緊急時モニタリング計画に基づき、島根県モニタリング本部に指定要員を派遣し、緊急時モニタリング活動を実施する。

【訓練対象】 島根県モニタリング本部等構成員9名(環境保全部9名)

○各支所管内の機動モニタリング活動訓練

- ・緊急時モニタリング計画等に基づき、車両を用いた広域的な機動モニタリング活動を実施する。

【訓練対象】 鹿島・島根支所を除く各支所1名。

5. 緊急被ばく医療活動訓練

○ヨウ素剤搬送・服用訓練

- ・住民の広域避難措置訓練に併せて、地区災害対策本部に安定ヨウ素剤を搬送し、一時集結所において配布等を行う。
- ・学校の緊急退避措置訓練に併せて、学校に備蓄してある安定ヨウ素剤の緊急退避所への持ち出しを行う。

【訓練対象】 避難対象地区へのヨウ素剤の搬送・服用(保健師2名)

6. 広報活動訓練

○住民への広報訓練

- ・住民への広報訓練については、多重の方法により住民への迅速かつ的確な情報伝達訓練を実施する。

【広報手段】防災行政無線(同報系)、松江市行政情報告知システム、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、しまね国際センターメールマガジン、松江市公式 twitter、広報車
※国際文化観光都市という地域特性から、メールマガジンでは外国語を交えて実施する。

【対象地区】全市域

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

※広報手段毎の対象地区については、「7. 住民の広域避難措置訓練」、「8. PAZ内学校の緊急退避措置及び児童の保護者への引渡し訓練」、「9. 学校等の児童・生徒引渡し準備訓練」、「10. 避難行動要支援者の避難措置等訓練」の訓練計画を踏まえて実施する。

7. 住民の広域避難措置訓練

○広域避難訓練

- ・城西地区の住民の参加により、宍道湖流域下水道管理事務所西部浄化センター(出雲市)に設置するスクリーニング・除染ポイント、江津市に設置する避難経路所、避難所を用いた広域的な避難訓練を行う。

【訓練対象地区及び対象者】

- ・避難訓練:城西地区約60名。
- ・避難訓練では、在宅の避難行動要支援者(模擬)の避難誘導訓練を併せて実施する。

【訓練における一時集結所】

- ・松江市立内中原小学校、同第一中学校

【訓練における避難経路所及び避難所】

- ・避難経路所: 江津中央公園
- ・避難所: 江津市民体育館

8. PAZ内学校の緊急退避措置及び児童の保護者への引渡し訓練

○緊急退避所退避訓練

- ・鹿島地区の小学校、保護者及び防災関係機関の協力のもと、施設敷地緊急事態発生時における緊急退避所への退避訓練を行う。
- ・学校から保護者への緊急退避連絡訓練を行う。
- ・緊急退避所での児童の保護者への引渡し訓練を行う。

【訓練対象地区及び対象者】

- ・避難訓練：松江市立恵曇小学校、松江市立佐太小学校、松江市立鹿島東小学校の生徒及び教員約310名並びに保護者約250名の合計約560名程度。

【緊急退避所】

- ・くにびきメッセ(多目的ホール)

9. 学校の児童・生徒引渡し準備訓練

○学校の児童・生徒引渡し準備訓練

- ・防災無線等を活用し、各学校への緊急時の通信連絡を行い、教員等による児童・生徒への連絡、誘導及び屋内集合を行い、児童・生徒の名簿作成(確認)を行う。
- ・各学校において保護者引渡し措置のための連絡手順の確認を行う。
- ・屋内集合完了後は、各学校において原子力防災学習を行う(原子力防災学習は「12. 原子力防災学習会」による)。
- ※本訓練は、学校の情報伝達訓練とともに10月27日(月)に実施する。

【屋内退避訓練対象学校】

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

10. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

○社会福祉施設への通信連絡及び避難訓練

- ・島根県において実施される社会福祉施設(入所施設)における原子力災害時の通信連絡手順、入所者の避難及び屋内退避に係る手順等の確認、入所者の避難措置の円滑な実施に係る訓練に参加する。

【訓練対象施設】

- ・特別養護老人ホーム あとむ苑

○在宅の避難行動要支援者の広域避難訓練

- ・「7. 住民の広域避難措置訓練」に併せて、地区にて在宅の避難行動要支援者を想定した車椅子による搬送を行う。

【訓練対象地区】

- ・城西地区

11. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

- ※学校等への情報伝達訓練は基準日を10月27日(金)、公民館は10月20日(月)、松江市町内会・自治会連合会は10月17日(金)、消防団は10月18日(土)にそれぞれ実施する。

○学校施設・幼保施設

- ・防災無線等を活用し、各学校等への緊急時通報連絡訓練(学校については併せて児童・生徒引渡し準備訓練及び防災学習会を実施)を行う。

【訓練対象】

(高 校)市内全市立高校・・・(全1校)

女子高

(中学校)市内全市立中学校他・・・(地区順に記載 全18校)

第一中、第二中、第三中、第四中、湖南中、湖東中、本庄中、湖北中、鹿島中、島根中、

美保関中、八雲中、玉湯中、宍道中、宍道中大野原分校、八束学園(八束中)、東出雲中、島根大学附属中

(小学校)市内全市立小学校他・・・(地区順に記載 全36校)

母衣小、城北小、内中原小、中央小、雑賀小、津田小、古志原小、川津小、朝酌小、法吉小、竹矢小、乃木小、忌部小、大庭小、生馬小、持田小、古江小、本庄小、大野小、秋鹿小、恵曇小、佐太小、鹿島東小、島根小、美保関小、八雲小、玉湯小、大谷小、宍道小、来待小、来待小大野原分校、八束学園(八束小)、出雲郷小、揖屋小、意東小、島根大学附属小

(幼稚園)市内全市立幼稚園他・・・(地区順に記載 全30園)

母衣幼、城北幼、城西幼保、中央幼、雑賀幼、津田幼、古志原幼、川津幼、朝酌幼、竹矢幼、忌部幼、大庭幼、生馬幼、持田幼、古江幼、本庄幼、大野幼、秋鹿幼、恵曇幼、佐太幼、講武幼、八雲幼、玉湯幼、大谷幼、出雲郷幼、揖屋幼、意東幼、幼保園のぎ、しんじ幼保園、島根大学附属幼

(保育所)市内全保育所・・・(地区順に記載 全77所(園))

しらゆり千鳥保育園、たまち保育園、たまち乳児保育園、城東保育所、あおぞら保育園、たまち育英北保育園、笑美保育所、しらゆり第2保育園、嵩見保育所、しらとり保育所、比津ヶ丘保育園、比津ヶ丘保育園融合センター、比津ヶ丘保育園わらべのその、法吉保育所、みずうみ保育園、みずうみ第2保育園、みのり黒田保育園、浜佐田保育園、みのり保育園、みのり乳児保育園、ふたば保育所、ふたば第二保育所、本庄保育所、御津保育所、恵曇保育所、マリン保育所、野波保育所、美保関西保育所、美保関東保育所、やつか保育園、白瀉保育所、松江ナザレン保育園、松江保育所、松原保育園、松尾保育所、みつき保育園、みつき乳児保育園、みどり保育所、愛恵保育園、虹の子保育園、なかよし保育園、古志原保育所、こぼと保育園、運動公園前保育所チャイルド、しらゆり第3保育園、わかたけ保育園、ひよし第2保育園、乃木保育所、袖師保育所、みつき田和山保育園、みつき田和山第2保育園、みつき田和山夜間保育園、つわぶき保育園、ふたば第三保育所、しらゆり保育園、育英保育園、なの花保育園、つわぶきこども園、八雲保育園、たけかや保育園、ひよし保育園、湯町保育園、玉湯さくら保育園、揖屋保育園、意東保育園、出雲郷保育園、錦新町保育園、みつき出雲郷保育園、ヤクルトうさぎ園、ヤクルトたんぼぼ園、松江赤十字病院保育所、国立病院機構松江医療センターさくら保育園、松江記念病院保育所すぎのこ園、バンボハウス、松江市魚瀬世代間交流会館、松江市立病院院内保育所たわやまっこ、社会福祉法人みずうみ企業内保育園

学校施設・幼保施設合計(全162施設)

○公民館

・防災無線等を活用し、公民館への緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

川津公民館、朝酌公民館、本庄公民館、持田公民館、城東公民館、城北公民館、城西公民館、法吉公民館、生馬公民館、古江公民館、秋鹿公民館、大野公民館、雑賀公民館、朝日公民館、白瀉公民館、乃木公民館、忌部公民館、竹矢公民館、津田公民館、大庭公民館、古志原公民館、恵曇公民館、佐太公民館、講武公民館、御津公民館、島根公民館、美保関公民館、八雲公民館、玉湯公民館、宍道公民館、来待地区公民館、八束会館、出雲郷公民館、揖屋公民館、意東公民館、上意東公民館・・・(全36公民館)

○消防団

・防災無線を活用し、消防団長、各方面団長に対する緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

消防団長、松江橋北方面団、松江橋南方面団、鹿島方面団、島根方面団、美保関方面団、八雲方面団、玉湯方面団、宍道方面団、八束方面団、東出雲方面団・・・(全11名)

○松江市町内会・自治会連合会

・各松江市町内会・自治会連合会長宅に設置してあるFAX及び電話を活用し、各地区会長あ

てに情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

城東地区、城北地区、城西地区、白潟地区、朝日地区、雑賀地区、津田地区、古志原地区、川津地区、朝酌地区、法吉地区、竹矢地区、乃木地区、忌部地区、大庭地区、生馬地区、持田地区、古江地区、本庄地区、大野地区、秋鹿地区、鹿島地区、島根地区、美保関地区、八雲地区、玉湯地区、宍道地区、八束地区、東出雲地区・・・(全29名)

○社会福祉施設

・島根県により県内全ての社会福祉施設への緊急時通報連絡訓練を行う。

12. 原子力防災学習会

○原子力防災学習会

- ・原子力防災に関する知識普及のため、「7. 住民の広域避難措置訓練」及び「8. PAZ内学校の緊急退避措置及び児童の保護者への引渡し訓練」に併せて避難訓練参加者並びに退避訓練参加児童及び教職員を対象に、専門講師を招き原子力防災学習会を開催する。
- ・「9. 学校の児童・生徒引渡し準備訓練」に併せて各学校において原子力防災学習を実施する。

【訓練対象】

(住民の広域避難措置訓練)

- ・城西地区の住民

(PAZ 内学校の緊急退避措置及び児童の保護者への引渡し訓練)

- ・松江市立恵曇小学校、松江市立佐太小学校、松江市立鹿島東小学校の児童及び教職員
- (学校の児童・生徒引渡し準備訓練)
- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

【会場】

(住民の広域避難措置訓練)

- ・江津市民体育館

(PAZ 内学校の緊急退避措置及び児童の保護者への引渡し訓練)

- ・くにびきメッセ 多目的ホール

(学校の児童・生徒引渡し準備訓練)

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

☆国、県、中国電力及び市共通の訓練

1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)【県庁、OFC、市役所本庁及び各支所】

- ・安全協定第10条通報(今回は警戒事態,EAL1)、原災法第10条通報(施設敷地緊急事態,EAL2)及び原災法第15条(全面緊急事態,EAL3)発生時の各機関の対応手順の確認を行い、併せて関係機関との通信連絡を行う。
- ・事象の進展に伴い、災害対策本部会議等を開催する。

2. オフサイトセンター設置運営訓練【OFC】

- ・原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)において設置運営を行う。
- ・各災害対策本部等とオフサイトセンター間でTV会議システムを使用した情報伝達を行う。

3. 社会福祉施設避難措置等訓練【福祉施設】

- ・入所型社会福祉施設特別養護老人ホームあとむ苑(松江市鹿島町)において、防護対策設備を活用し、防護区域に入所者を集合待避させた後、陽圧下の入所者ケア(体調管理、非常食供給等)、汚染区域からの入所手順、物資の搬入、ヘリを活用した緊急搬送など屋内退避時の訓練を実施する。
- ・島根県から県内の社会福祉施設及び病院等に対して注意喚起の通信連絡を行う。

4. 緊急時モニタリング訓練【島根県原子力環境センター】

- ・原子力災害発生時に必要となる緊急時モニタリングを迅速に実施できるよう、「島根県緊急時モニタリング計画(平成26年8月)」に定める初期対応モニタリング項目及び国が緊急時モニタリング本部を設置して以降国の統括の下での実施が想定されるモニタリング項目について、島根県モニタリング本部要員の習熟を図る。

5. 緊急被ばく医療活動訓練【島根県内初期被ばく医療機関 ほか】

- ・ヨウ化カリウム散剤を配備している医療機関等において、安定ヨウ素剤内服液の調製を行う。

6. 自衛隊災害派遣運用訓練【陸上自衛隊第13旅団 ほか】

- ・原子力災害発生時の自衛隊の現地での迅速な救援活動を実施するため、連絡体制の確認及び現地での各種防災支援活動等を行う。
- ・陸上自衛隊第13旅団司令部付隊(科学防護小隊)により、訓練上のスクリーニングポイント(雲南市、安来市)において車両等の除染活動を行う。

7. 避難誘導、交通規制等措置訓練【島根県警察本部 ほか】

- ・「原子力災害に備えた島根県広域避難計画(平成24年11月)」10km圏域避難ルート図記載の避難誘導ポイントに警察官を配置し、避難誘導を行うほか、パトカーによる避難車両の先導を行う。
- ・住民の避難状況を撮影し、島根県警察本部を経由して島根県庁防災センター等へ映像送信する。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

平成26年度松江市原子力防災訓練のポイント

1. 災害対策本部設置運営訓練

- ・発電所から放射性物質の漏えい等の発生連絡とO I L（運用上の介入レベル）に基づく国からの避難等の指示を想定した場合に求められる対策の検討及び実施のため、災害対策本部会議（テレビ会議を含む）を開催。

2. オフサイトセンター要員派遣訓練

- ・オフサイトセンター機能確立要員、合同対策協議会要員を派遣し、オフサイトセンターにおける初動対応活動訓練や原子力災害合同対策協議会運営訓練に参加。

3. 緊急時モニタリング訓練

- ・緊急時モニタリング計画に基づき、松江市全域でのモニタリング訓練を実施。

4. 緊急被ばく医療活動訓練

- ・一時集結所における安定ヨウ素剤（模擬）の配布訓練等を実施。

5. 広報活動訓練

- ・松江市防災行政無線（同報系）スピーカー、松江市行政情報告知システム、ケーブルテレビ、松江市ホームページ、防災メール、しまね国際センターメールマガジン、松江市公式twitter、広報車を用いた訓練広報を実施。

6. 住民の広域避難措置訓練

- ・城西地区の広域避難受入先である江津市への広域避難訓練を実施。
- ・国が示した考え方に基づき、避難途中のスクリーニングポイントにて、スクリーニング及び除染デモを実施。

7. PAZ内学校の緊急退避措置訓練及び児童の保護者への引渡し訓練

- ・鹿島地区の小学校（恵曇小学校、佐太小学校、鹿島東小学校）及び保護者の参加により、松江市原子力災害広域避難計画に定める施設敷地緊急事態発生時の緊急退避所への退避措置訓練及び児童の保護者への引渡し訓練を初めて実施。

8. 学校の児童・生徒引渡し準備訓練、原子力防災学習会

- ・「関係機関等への情報伝達訓練」に併せ、市内全ての市立学校等において児童・生徒引渡し準備訓練（児童生徒の屋内誘導の実施や保護者への連絡方法の確認など）及び原子力防災学習を実施。

9. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

- ・「7. 住民の広域避難措置訓練」に併せ、避難対象地区において消防団や地区災害対策本部要員による避難誘導訓練を実施。

10. 関係機関等への情報伝達訓練

- ・市内全ての学校（市立校ほか）、幼稚園、保育所、公民館、消防団（団長・各方面団長）、松江市町内会・自治会連合会長との情報伝達訓練を実施（約240施設等）。